特定保健指導従事者報告書　　【別紙１】

　年　　月　　日

佐世保市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所又事務所所在地

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　氏名又は代表者氏名

　以下のとおり、報告します。

１　特定保健指導を統括する者（特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう）

　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　資　格　　（　常勤医師　・常勤保健師　・　常勤管理栄養士　）

２　常勤の管理者　　※１と兼務可（特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう）

　　氏名

３　初回面接、行動目標及び行動計画の作成並びに修正、実績評価を行う者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表氏名 |  | 計　　　　名 |
| 資格（1人につき1資格のみ計上してください。） | ①医師 | 　　　　　名 |
| ②保健師 | 　　　　　名 |
| ③管理栄養士 | 　　　　　名 |

４　食生活に関する実践的指導者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表者名 |  | 計　　　　　名 |
| 資格（1人につき１資格のみ計上してください。） | 　医師 | 　　　　　　名 |
| 　保健師 | 　　　　　　名 |
| 　管理栄養士 | 　　　　　　名 |
| 　看護師（厚労省告示10号に基づく30時間以上の研修受講者・又は同等者） | 　　　　　　名 |
| 　その他（資格名：　　　　　　　　　　　　　　　　）（厚労省告示10号に基づく30時間以上の研修受講者・又は同等者） | 　　　　　　名 |

５　運動に関する実践的指導者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表氏名 |  | 計　　　　　名 |
| 資格（1人につき1資格のみ計上してください。） | 医師 | 　　　　　　名 |
| 保健師 | 　　　　　　名 |
| 　管理栄養士 | 　　　　　　名 |
| 看護師（厚労省告示10号に基づく147時間以上の研修受講者・又は同等者） | 名 |
| その他（資格名：　　　　　　　　　　　　　　　　）（厚労省告示10号に基づく147時間以上の研修受講者・又は同等者） | 　　　　　　名 |

　※４．５の「同等者」については、「平成20年3月10日付、健発第0310007・保発第031001、厚生労働省健康局長通知」で規定

特定保健指導従事者報告書【別紙１】についての記載要領

**１　特定保健指導を統括する者**

**（１）　従事者**

　　　　　　　特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者を指します。

　　**（２）　必要資格**

　　　　　　「常勤医師」、「常勤保健師」、「常勤管理栄養士」のいずれかに限られます。

**２　常勤の管理者**

**（１）　従事者**

　　　　　特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者を指します。

**（２）　必要資格**

　　　　　資格は問いません。「特定保健指導を統括する者」との兼務も可能です。

**３　初回面接、行動目標及び行動計画の作成並びに修正、実績評価を行う者**

　　**（１）　従事者**

　　　　「初回面接」、「中間評価」（行動目標及び行動計画の作成並びに修正）、「最終評価」（実績評価）

　　　　を行う者を指します。

　　**（２）　必要資格　（下記①～③のいずれか）**

　　　　　　①医師

　　　　　　②保健師

　　　　　　③管理栄養士

　　**（３）有資格者の人数**

　　　　　　①１名以上（保健指導が円滑に実施できる人員数を確保してください。）

　　　　　　②全ての有資格者をそろえる必要はありません。

　　　　　　③１名で複数の資格を取得している場合は、１人１資格のみ計上してください。

【一覧表】　　　※１～３については、それぞれの資格要件を満たしていれば兼務可能です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 特定保健指導を統括する者 | ①　常勤医師②　常勤保健師③　常勤管理栄養士 |
| ２ | 常勤の管理者 | 資格要件なし |
| ３ | 初回面接…実績評価を行う者 | ①　医師②　保健師③　管理栄養士 |

**【参考】**

**◆　食生活に関する実践的指導者**

**（１）　従事者**

　　　　　特定保健指導において、対象者に食生活についての改善指導を行う者を指します。

　　**（２）　必要資格　（下記①～③のいずれか）**

　　　　　　①「医師」、「保健師」、「管理栄養士」のいずれか

　　　　　　②「看護師」、「栄養士」、「歯科医師」、「薬剤師」、「准看護師」、「歯科衛生士」であって、

　　　　　　　厚労省告示10号に基づく「食生活改善指導担当者研修」（30時間以上）を受講した者

　　　　　　③「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく産業栄養指

導担当者または産業担当保健指導者であって、平成20年3月10日付、健発第0310007・

　　　　　　　保発第0310001、厚生労働省健康局長通知」で規定する内容を満たしている者

　　**（３）　有資格者の人数**

　　　　　　①１名以上（保健指導が円滑に実施できる人員数を確保してください。）

　　　　　　②全ての有資格者をそろえる必要はありません。

　　　　　　③１名で複数の資格を取得している場合は、１人１資格のみ計上してください。

**◆　運動に関する実践的指導者**

**（１）　従事者**

　　　　　　　特定保健指導において、対象者に運動についての指導を行う者を指します。

　　**（２）　必要資格　（下記①～③のいずれか）**

　　　　　　①「医師」、「保健師」、「管理栄養士」のいずれか

　　　　　　②「看護師」、「栄養士」、「歯科医師」、「薬剤師」、「准看護師」、「歯科衛生士」であって、

　　　　　　　厚労省告示10号に基づく「運動指導担当者研修」（１４７時間以上）を受講した者

　　　　　　③「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく産業栄養指

導担当者または産業保健指導担当者であって、平成20年3月10日付、健発第0310007・

　　　　　保発第0310001、厚生労働省健康局長通知」で規定する内容を満たしている者

**（３）有資格者の人数**

　　　　　　①１名以上（保健指導が円滑に実施できる人員数を確保してください。）

　　　　　　②全ての有資格者をそろえる必要はありません。

　　　　　　③１名で複数の資格を取得している場合は、１人１資格のみ計上してください。

【一覧表】　　　※１～２については、それぞれの資格要件を満たしていれば兼務可能です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 食生活に関する実践的指導者 | ①　医師②　保健師③　管理栄養士④　看護師、栄養士等で所定の研修（３０時間）を受講した者⑤　THP指針に基づく産業栄養指導担当者または産業保健指導担当者であり、所定の研修を受講した者 |
| ２ | 運動に関する実践的指導者 | ①　医師②　保健師③　管理栄養士④　看護師、栄養士等で所定の研修（１４７時間）を受講した者⑤　THP指針に基づく産業栄養指導担当者または産業保健指導担当者であり、所定の研修を受講した者 |